

香川県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

みどり保全課 総務・自然公園グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3214/FAX:087-806-0225

E-mail : midorihozen@pref.kagawa.lg.jp

令和4年6月30日から令和4年7月29日までの1カ月間、香川県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

県立自然公園の保全管理の充実に関すること 2件

合計 2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
県立自然公園の保全管理の充実に関すること	
自然公園法等の改正内容を踏まえ、香川県立自然公園条例の改正においても「オフロードバイクやマウンテンバイクによる登山道への進入による被害防止、登山者の安全確保対策」を盛り込むよう要望します。 （同趣旨ご意見1件）	オフロードバイク等による登山道への進入については、自然公園法施行令の一部を改正する政令と同趣旨で、香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正し、規制する方向で検討してまいります。